

会社に「保育園」を作ませんか?!

# 会社も、社員も、地域も、みんなうれしい!

「企業主導型保育事業」  
助成制度がスタート。

(企業の社長)

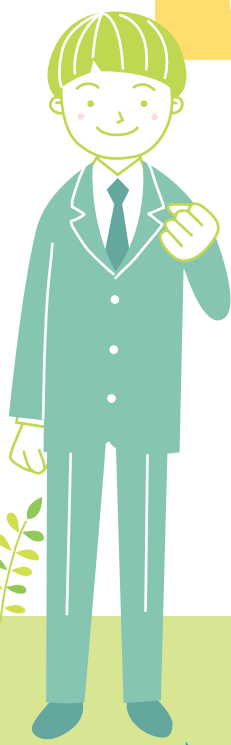
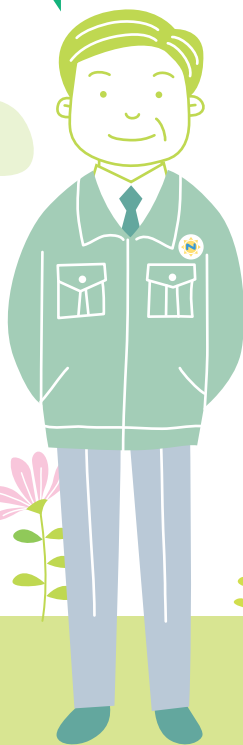
会社に保育園を作ったら、  
入社希望者が増えました

(子育て中ママ)

子育てと仕事が両立でき、  
一番喜んだのは子供です



きりん保育園



(地域の人々)

待機児童の問題に悩む  
地域の私たちも、大歓迎です

(イクメンパパ)

子どもの急な発熱などにも  
慌てず、すぐ対応できる

ここがポイント!

- ①多様な就労形態に応じた保育サービスを提供できます。
- ②地域枠の設定が自由です。(利用定員の50%以内)
- ③認可施設並みの助成が受けられ、利用者の負担も同等に設定可能。
- ④複数の企業が共同で設置・利用ができます。

# 会社が、社員のための保育園を作れます。

設置・運営の費用を「企業主導型保育事業」で助成します。

こんな**会社**が対象です。  
(事業の実施者)

- 子ども・子育て拠出金を負担している事業主が、自ら事業所内保育を設置し、事業を実施する場合(新規に事業を開始するか、新たに定員を増やす場合に限り)
- 保育事業実施者が設置した認可外保育施設を、子ども・子育て拠出金を負担している事業主が活用する場合(保育事業実施者と利用計画を締結して実施)(新規に事業を開始するか、新たに定員を増やす場合に限り)
- 既存の事業所内保育施設の空き定員を、設置者以外の子ども・子育て拠出金を負担している事業主が活用する場合

こんな**子供**が利用できます。  
(利用定員など)

保育を必要とする児童が対象となります。また利用者は以下に区分けします。

## 従業員枠

- ・事業実施者の従業員の児童
- ・事業実施者と利用契約を締結した子ども・子育て拠出金を負担している事業主の従業員の児童

## 地域枠

- ・従業員枠以外の児童(子ども・子育て支援法における保育認定を受けた者の児童等)(定員の50%以内)

こんな**助成**が受けられます。(助成内容)



## きりん保育園

### ●運営費の助成額

地域区分(8区分)、定員区分、年齢区分(4区分)、開所時間区分(2区分)、保育士区分(100%、75%、50%)の5つの区分における基準額を基礎として、定員数等より算出します。

(例えば…)  
**年額4,414万円の運営費が** →  
**助成される!**

#### 参考例

東京都特別区で定員40人

(乳児10人、1歳児10人、2歳児10人、3歳児10人、保育士比率50%、1日11時間開所、週7日未満開所の場合)

乳児:	209,390円×10人=	2,093,900円
1歳児:	145,880円×10人=	1,458,800円
2歳児:	145,880円×10人=	1,458,800円
3歳児:	98,420円×10人=	984,200円
計(月額)		4,536,900円
年額		54,442,800円
利用者負担分		△11,760,000円
		44,141,600円

その他の加算額

- ①延長保育加算／②夜間保育加算／③非正規労働者受入推進加算／④病児保育加算／⑤預かりサービス加算／⑥賃貸料加算／⑦連携推進加算

### ●整備費助成金額

地域区分(4区分、標準/都市部)、定員区分の2つの区分における基準額を基礎として基本単価を算出し、実際にかかった工事費用に3/4を乗じた額と比較し低い方の額を交付します。

(例えば…)  
**工事費用1億952万円の** →  
**助成が受けられる!**

#### 参考例

山梨県(A地区)で定員30人の施設を新設する場合

基本単価 定員30名(都市部)	82,400,000円
地域交流・一時預かりスペース加算	2,600,000円
病児保育スペース加算	20,400,000円
設計料加算	4,120,000円(基本単価の5%)
計	109,520,000円

その他の加算額

- ①環境改善加算／②特殊付帯工事加算／③土地借料加算／④地域交流・一時預かりスペース加算／⑤病児保育スペース加算

企業主導型保育事業助成金の詳細や支給申請については、**公益財団法人児童育成協会**までお問い合わせください。

公益財団法人 児童育成協会 両立支援事業部

〒150-0011 東京都渋谷区東2-22-14 ロゼ氷川6階  
TEL.03-5766-3801 FAX.03-3797-5676  
E-Mail syoukai@kodomon-shiro.jp  
ホームページ <http://kodomon-shiro.jp>